参考 10-1

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の 負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する 滞在費の負担限度額

	三 (略)	(略)				Į.				一 (略)	要支援被保険者の区分	要支援被保険者の区分要介護被保険者又は居宅	る。 	に掲げる居室等の区分に応じ、	規定する居宅要支援被保険者をいう。	う。以下同じ。)又は居宅要	介護被保険者(法第四十一条	費	第六十一条の三第二項第二号第五十一条の三第二項第二号	介護保険法(平成九年法律	改
1	従来型個室(老健・医療	多床室(老健・医療院等(略)	(略)	院等)(老健・医療	(略)	多床室(老健・医療院等	(略)	院等)	従来型個室(老健・医療	(略)		居室等の区分		こ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす	以下同じ。)	又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に	(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい	という。)は、次の表の上欄に	仕費の負担	(平成九年法律第百二十三号。以下「法」-	正後
略	(略) (略)	略)	(略)	(略)	(略)	略)	(略)		(略)	(略)		額		ける額とす	の区分及び中欄	条第一項に	保険者をい	に掲げる要	限度額(以下限度額及び法	という。)	
	三									_	要	要	る。	に掲げ	規定	う。	介護	一月月	第第六-	介	
	略)							(略)	要支援被保険者の区分野が記者は	要介護被保険者又は居宅		- 。 に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす	でいう。以下同じ。	以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に	一条第一項に規定	「居住費等の負担限度額」と	三第二項第二	介護保険法(平成九年法律	改		
i i	従来型個室(老建・療養	(略)(略)(略)(略)(本型個室(老健・療養)				多床室(老健・療養等)	(老 健 •			(略)						居室等の区分		という。)は、次の表の上欄に掲げる要	任費の負担限任費の負担限	(平成九年法律第百二十三号。以下「法」	正前
(略)	(略) (略)	(略)	(略)	略	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		額		がげる額と)の区分及び中欄	条第一項	以保険者を	佩に掲げる	成度額(以下 成度額及び法	という。	

(傍線部分は改正部分)